

## よくある問い合わせ

|           |  |
|-----------|--|
| 質問事項<br>1 | 山形県外に所在する事業所であるため、山形県税の納税義務はないが、県税の納税証明は必要か。   |
| 回<br>答    | <p>山形県税の納税義務のない事業所であっても、山形県税の未納が無いことを証明する書類は必要です。</p> <p>納税証明書は、各総合支庁において発行が可能です。</p> <p>各総合支庁納税課管理担当窓口にて手続きいただくか、郵送での対応も可能ですので、詳しくは山形県ホームページをご確認ください。</p> <p>◆納税証明申請書のページ</p> <p>ホーム &gt; くらし・環境 &gt; 税 &gt; 県税様式（申請書等） &gt; 県税様式（納税） &gt; 納税証明請求書</p> <p><a href="https://www.pref.yamagata.jp/020007/youshiki/nouzei/nouzeishoumei.html">https://www.pref.yamagata.jp/020007/youshiki/nouzei/nouzeishoumei.html</a></p> |

|        |  |
|--------|--|
| 質問事項 2 | 「様式第 2 号 事業者概要書」に添付する役員名簿には各役員の住所は必要か。 |
| 回 答    | 各役員の住所の記載は必要ありません。                     |

|        |  |
|--------|--|
| 質問事項 3 | 法人の履歴事項全部証明書に「役員名簿」「定款又は寄付行為」も含まれている場合、改めての提出は必要か。 |
| 回 答    | 法人の履歴事項全部証明書で確認できる場合、改めての提出は不要です。                  |